

社会福祉法人幸ヒューマンネットワーク
役員及び評議員並びに各委員に対する報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸ヒューマンネットワーク（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員並びに各委員に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 各委員とは、評議員選任解任委員及び第三者委員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別するものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び各委員に対しては、職務の対価として、報酬等は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等及び各委員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等及び各委員が職務執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年10月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。